

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成30年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第96号

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市児童福祉センター事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項総務課の項第3号中「一時保護児童」を「児童福祉法（以下「法」という。）による一時保護が行われた児童（保護延長者を含む。以下「一時保護児童等」という。）」に改め、同条第1項児童相談所の款相談課の項第5号中「児童福祉法（以下「法」という。）による一時保護を加えた児童」を「一時保護児童等」に改め、同項第7号中「児童の」を「児童（延長者を含む。）の」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 里親に係る事業の委託及び研修並びに里親会に関すること。

第4条第1項児童相談所の款支援課の項第4号中「法による一時保護を加えた児童」を「一時保護児童等」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 里親に関すること。ただし、相談課及び子ども若者未来部の所管に属するものを除く。

第4条第1項発達相談所の款発達相談課の項第11号中「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の右に「(以下「障害者総合支援法」という。)」を、「介護給付費等」の右に「(身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所に関するものに限る。)」を加え、同号ただし書を削り、同項中第14号を第16号とし、第13号を第15号とし、第12号を第14号とし、第11号の次に次の2号を加える。

(12) 障害者総合支援法による計画相談支援給付費及び特例計画相談支援給付費の支給に関すること。ただし、身体に障害のある児童又は知的障害のある児童に係る短期入所に関するものに限る。

(13) 障害者総合支援法による地域生活支援事業（法第4条第2項に規定する障害児に係る日中一時支援に関するものに限る。）に関すること。

第4条第1項発達相談所の款診療療育課の項第7号中「児童」を「発達支援児童」に改め、同項第9号及び第10号中「児童」を「発達支援児童」に改め、同条第2項第3号中「第8号」を「第9号」に改め、同項第5号中「第14号」を「第16号」に、「第13号」を「第15号」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)